

サタデーフラ2009参加者募集

今年も周防大島のアロハな夏を彩る「サタフラ」ことサタデーフラを開催しますので、フラダンスの参加者を募集します。サタデーフラへの参加をご希望される方は社団法人周防大島観光協会まで連絡ください。皆様の素敵なフラをご披露ください。  
また、夏の夕べにぜひご観覧にお出かけください。

■日時

7月18日(土)～8月29日(土)の毎週土曜日  
午後6時～8時

■会場

グリーンステイながうら・サンシャインサザンセット・竜崎温泉・道の駅サザンセットとらわ・八幡生涯学習のむら

■参加費・観覧費

無料

■お問い合わせ

社団法人周防大島観光協会  
☎0820(72)2134

特設人権相談所

- ◆日時 7月6日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 東和総合センター
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課  
☎0820(77)5505



▲昨年のサタフラの様子

元でかお気ですか？  
こちらは 社会福祉士です

高齢者の総合相談窓口から

悪徳商法に気をつけて！

「自分は絶対に被害に遭わない！」と思っ  
ていませんか？テレビや新聞等のニュースで話題となる、悪徳商法や詐欺事件。他人事にも思えるでしょうが、周防大島町でもいくつか相談が寄せられています。

★訪問販売による契約トラブルを知ろう  
高齢者は昼間一人であることが多いため、『訪問販売』でのトラブルが目立っています。

そこで『訪問販売』に関する一部のルールをご紹介します。

通常、商品を陳列したトラックなど、外見上何を販売しているか明確な移動販売車を消費者が呼び止めて商品を購入した場合、特定商法取引法上の『訪問販売』には該当せず、その契約はクーリング・オフ（一般の消費者が、特定の商品購入や権利・サービスを受ける契約をした場合に、一定の期間内であれば理由なしに解約のできる制度）の対象となりません。しかし、呼びかけを聞き自分から呼び止めても、呼びかけていた物以外の商品を購入した場合などは、「アポイントメン

周防大島町社会福祉士

岩崎 絢子

(地域包括支援センター)

トセールス」(著しく有利な条件で契約できるなどと、消費者を呼び出して勧誘する販売)として『訪問販売』に該当し、クーリング・オフの対象となり得ることもあります。

★被害を防ぐネットワークをみんなで作らしましょう

トラブルに遭わないためには自分できっぱり断ることが重要ですが、高齢者の場合、トラブルを自分で解決することが難しいため、家族や地域の協力が求められます。契約を結ぶ際には前もって、家族や近所の人などに相談するようにしましょう。

また、判断能力が不十分と思われる高齢者の場合は『日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)』や『成年後見制度』等の活用も考えられます。

お金の管理や契約等の支援が必要と考えられる場合、地域包括支援センターでは関係機関との連絡調整を行い、解決に向けたお手伝いをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

介護保険課 地域包括支援センター  
☎0820(77)5506